

事務連絡第 4600 号

令和 5 年 12 月 14 日

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局司計課長

繰越（翌債）事務手続の一部改正について

平成 22 年 1 月 15 日付事務連絡第 22 号「繰越（翌債）事務手続について」の別添 2 を別紙のように改正し、令和 5 年 12 月 14 日から適用する。

繰越計算書（翌債承認要求書）の記載方法等について

1. 事項のたて方

繰越し又は翌債をしようとする経費について、一つの契約、工事箇所、補助金の交付決定ごと（関連して支出される経費も含む）等を単位とするなど、原則としてできるだけ狭義なものとし、繰越し又は翌債をしようとする経費に係る事務又は事業が分かるよう、場所・事業内容等を取り入れた具体的な名称とする。

なお、繰越計算書及び翌債承認要求書の「事項」欄の記載に当たっては、本来は箇所ごとに記載すべきところ、以下の単位にまとめることができる（事故繰越しは除く。）。

直轄事業：目の細分別、事務所別（河川毎・路線毎等）のうち未完成箇所を積み上げた単位

災害復旧事業（注）については「令和〇年発生〇〇川に係る直轄〇〇災害復旧事業」とし、年災及び河川等別に記載する。

補助事業：目の細分別、施行主体（地方公共団体等）別のうち未完成箇所を積み上げた単位

災害復旧事業（注）については「〇〇県〇〇市に対する令和〇年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助」とし、年災及び施行主体（地方公共団体等）別に記載する。

（注）従来より災害復旧事業として事項立てしている事業（平成22年1月15日付事務連絡により廃止された平成10年12月16日付事務連絡第16号）のほか、簡素化・合理化が可能な災害復旧等事業費については、上記事項立てにより対応して差し支えない。

※ 国庫債務負担行為の歳出化分に係るものについては、事項名の後に「国債R〇〇歳出化分（R〇〇－R〇〇）」と明記すること。（←（R〇〇－R〇〇）の欄は契約単位の国庫債務負担行為の期間（契約期間））

繰越計算書及び翌債承認要求書の「事項」欄の記載例

直 轄 事 業	補 助 事 業
〇〇駐屯地隊舎新設工事	〇〇小学校校舎新築事業費補助
〇〇法務局〇〇出張所新築工事	〇〇市〇〇ごみ処理施設建築事務費補助
令和〇年発生〇〇川に係る直轄〇〇災害復旧事業 (××ほか××箇所分)	〇〇漁港防波堤修築事業費補助
一級河川〇〇川河川改修工事 (××地先ほか××箇所分)	〇〇県〇〇市に対する令和〇年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助 (××ほか××箇所分)
	〇〇市都市公園建設事業補助 (××公園ほか××箇所分)
	〇〇センター整備建築事業補助 (国債R〇〇歳出化分 (R〇〇－R〇〇))

2. 繰越計算書の要繰越額の算定方法

交付決定単位に係る補助金等のうち、未完成施設又は未完成地区等に係る補助金等の未完成部分に係る額とすることができる。この場合における1割留保額は、未完成施設又は未完成地区等に係る補助金等の額を対象にして留保するものである。

※ 昭和53年2月24日付事務連絡第23号「繰越計算書における補助事業等に係る事項のたて方及び要繰越額の算定について」参照。

3. 「繰越しを必要とする理由」及び「翌年度にわたる債務負担を必要とする理由」の記載方法

(1) 明許繰越し及び翌債：別紙として「箇所別調書及び理由書」により、合理的な範囲で、事項、箇所名、事業概要、事由（『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法(R5. 12. 14)』参照）等を簡明に記載することとする。

(2) 事故繰越し：別紙として、事業概要、事故繰越しに至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項について記載した「理由書」を作成することとする。

2葉以上にわたる場合は、各葉の右上方に頁数/総頁数を付する。

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）の記載例

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）

(目の細分)工事費

事項	箇所名	事業概要	(当初計画) 変更計画	支出負担行為 計画示達額	翌年度繰越額	事業完了 予定年月日	繰越事由
一級河川〇〇川河川改修工事 ↑ 繰越計算書の(事項)名と同一にする。	〇〇地先	〇〇市〇〇町字〇〇 護岸工 L=300m	設計積算 5年7月～10月 工事着手 5年11月 地元との調整 () 5年12月～6年1月 工事完成 (6年4月) 6年5月	円 150,000,000	円 (31,000,000) 50,000,000	6年5月31日	計画に関する諸条件 ア(騒音)(12月) (注) 前回の承認年月日等 令和××年××月××日付 〇〇財主2第〇〇号 既翌債承認等ある場合は、既承認に係る「承認番号」、「承認年月日」を記載する。
箇所が特定できるよう、地先(地番)等を表示する。多数ある場合は、別表等、既存のもの等に対処可。	△△番から□□番	△△市△△町字△△ 用地買収A=250㎡ (△△番、〇〇番) 移転家屋1戸 護岸工 L=400m	補償交渉 (5年4月～9月) 5年4月～12月 工事着手 (5年10月) 6年1月 工事完成 (6年2月) 6年5月	250,000,000	50,000,000	6年5月31日	補償処理の困難 ア(位置)(7月～12月) 今回繰越しを必要とする事由と、その発生時期を記載する。(『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法(R5.12.14)』のとおり。)
	計	2 箇所		400,000,000	(31,000,000) 100,000,000		
一級河川××川河川改修工事 (国債R5歳出化分(R4-R6)) ↑ 国庫債務負担行為に係る事業の場合は、歳出化年度及び契約期間を明示する。	××地先から〇〇地先 △△地先から××地先	××市××町字×× 護岸工 L=500m	設計積算 5年7月～10月 工事着手 5年11月 関係者との調整 () 5年12月 工事完成 (6年3月) 6年4月	100,000,000	20,000,000	6年4月30日	計画に関する諸条件 キ (外部専門家からの指摘を踏まえた関係者との調整)(12月) (R4.R5.R6 国債歳出化分) R4実績 300,000千円 R5 100,000千円 R6 180,000千円 計 580,000千円
	計	1 箇所		100,000,000	20,000,000		
2 件	合計	3 箇所		500,000,000	(31,000,000) 120,000,000		

(注) (目の細分)ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名 : 〇〇部〇〇課〇〇係
 担当者氏名 : 〇〇〇〇
 電話番号 : 000-000-0000

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）の記載例（災害復旧事業費関係）

2葉以上にわたる場合は、各葉の右上方に
頁数／総頁数を付する。

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）

今回繰越しを必要とする事由と、その発生時期を記載する。（『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法（R5.12.14）』のとおり。）

（目の細分）河川等災害復旧事業費補助

事項	工事番号	工種及び 工事概要	河川名 路線名等	位置 (市町村字名)	支出負担行為 計画示達額	翌年度繰越額	工事完了 予定年月日	繰越事由
〇〇県に対する令和5年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助	第27号	橋梁 鋼桁工 L=54m	(主) 〇〇線	〇〇市〇〇	円 80,000,000	円 (31,000,000) 51,000,000	6年7月31日	計画に関する諸条件 イ（湧水）（1月下旬） (注) 前回の承認年月日等 令和××年××月××日付 〇〇財主2第〇〇号
事項名は、交付決定単位（地公体別、年災別）のうち工事未完成箇所を積上げた単位として差し支えない。	(注) 工事番号については、「目論見書」に記載された各箇所の工事番号を記載する。	(注) 工種については、河川・海岸・砂防・道路・橋梁・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・港湾・海岸保全・水路・林道・漁港施設等の別を記載する。	・農林水産省所管の場合 「地区・路線・漁港名」とする。 ・港湾施設災害復旧事業費補助の場合 「港湾名」とする。		既承認の翌債で、「翌年度支出見込額」が承認時より増加したため、明許繰越しの承認を経ようとする場合には、翌債承認額を（ ）内書とする。			既翌債承認等ある場合は、既承認に係る「承認番号」、「承認年月日」を記載する。
災害復旧事業費について：従来より災害復旧事業として事項立てしている事業（※）のほか、簡素化・合理化が可能な災害復旧等事業費（例：都市災害復旧事業費補助など）については、当該様式で対応して差し支えない。 (※) 従来の災害復旧事業費は、平成10年12月16日付事務連絡第16号「平成10年度災害復旧事業等の翌債、繰越手続の簡素化について」に基づいており、対象予算科目は次のとおり限定されていた。 [国土交通省所管] 直轄河川等災害復旧費 直轄河川等災害関連緊急事業費 河川等災害復旧事業費補助 河川等災害復旧助成事業費補助 河川等災害関連事業費補助 [農林水産省所管] 農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設等災害復旧事業費補助 農業用施設等災害関連事業費補助 鉍毒対策事業費補助 治山施設災害復旧事業費補助 林道施設災害復旧事業費補助 治山施設等災害関連事業費補助 災害関連緊急治山等事業費補助 林地崩壊対策事業費補助 森林災害復旧造林事業費補助 漁港施設災害復旧事業費補助 漁港施設災害関連事業費補助								
1 件	合計	1 箇所			80,000,000	(31,000,000) 51,000,000		

(注) (目の細分) ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名 : 〇〇部〇〇課〇〇係
 担当者氏名 : 〇〇〇〇
 電話番号 : 000-000-0000

箇所別調書及び理由書（翌債）の記載例

2葉以上にわたる場合は、各葉の右上方に
頁数／総頁数を付する。

箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）

（目の細分） 地方道事業費補助

事 項	箇 所 名	事 業 概 要	（ 当 初 計 画 ） 変 更 計 画	翌年度にわたる 債務負担を必要 とする額	左の額の支出見込額内訳		事 業 完 了 予 定 年 月 日	事 由
					本年度分	翌年度分		
〇〇県地方道事業費補助 ↑ 翌債承認要求書の(事項)名と同一にする。 箇所が特定できるよう、地先(地番)等を表示する。多数ある場合は、別表等、既存のもの等に対応可。	(主) 〇〇線 △△地先 □□地先 ××地先	〇〇市〇〇町字〇〇 橋脚耐震工事 3脚	地元との調整 関係機関との協議 (5年4月) 5年4月～12月 設計積算 (5年5月～6月) 6年1月～2月 工事期間 (5年7月～10月) 6年3月～6月	円 5,000,000	円 2,000,000	円 3,000,000	6年6月30日	計画に関する諸条件 カ (道路交通法・〇〇公安委員会) (4～12月)↑ 今回翌債を必要とする事由と、その発生時期を記載する。(『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法(R5.12.14)』のとおり。)
	(一) △△線 □□番～〇〇番 △△番～××番	△△市△△町字△△ 歩道橋設置 用地買収A=120㎡ (〇〇番、△△番□□)	用地買収 (5年4月) 5年4月～6年5月	60,000,000	24,000,000	36,000,000	6年5月31日	用地の関係 ア (価格) (4月)
	計	2 箇所		65,000,000	26,000,000	39,000,000		
××市地方道事業費補助	(市) ××線 ××地先から□□地先	××市××町字×× 電線共同溝工 L=200m	電線管理者との調整 (5年4月～8月) 5年4月～6年2月 工事期間 (5年8月～6年2月) 6年2月～8月	16,800,000	0	16,800,000	6年8月31日	計画に関する諸条件 オ (電気) (7月～2月)
	計	1 箇所		16,800,000	0	16,800,000		
2 件	合 計	3 箇所		81,800,000	26,000,000	55,800,000		

（注） （目の細分） ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名：〇〇部〇〇課〇〇係
担当者氏名：〇〇〇〇
電話番号：000-000-0000

箇所別調書及び理由書（翌債）の記載例（災害復旧事業費関係）

2葉以上にわたる場合は、各葉の右上方に頁数／総頁数を付する。

1 / 〇

箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）

（目の細分）河川等災害復旧事業費補助

事項	工事番号	工種及び 工事概要	河川名 路線名等	位置 (市町村名)	翌年度にわたる 債務負担を必要 とする額	左の額の支出見込額内訳		工事完了 予定年月日	事由
						本年度分	翌年度分		
〇〇県に対する令和5年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助	第27号	橋梁 鋼桁工 L=54m	(主) 〇〇線	〇〇市〇〇	円 80,000,000	円 49,000,000	円 31,000,000	6年7月31日	計画に関する諸条件 ア（振動）（1月） 今回繰越しを必要とする事由と、その発生時期を記載する。（『箇所別調書及び理由書の繰越し事由欄の記載方法(R5.12.14)』のとおり。）
	計	1 箇所			80,000,000	49,000,000	31,000,000		
××市に対する令和5年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助	第111号	河川 石積工 L=25m	××川	××市字〇〇	4,000,000	2,000,000	2,000,000	6年6月15日	用地の関係 イ（価格）（8月）
	第123号	砂防 環境保全型ブロック工 L=24m	△□川	××市△□	6,000,000	3,000,000	3,000,000	6年6月9日	計画に関する諸条件 ア（水質汚濁）（10月）
	事務費				1,000,000	0	1,000,000	事務費支出 予定年月日 6年7月15日	計画に関する諸条件 ア（水質汚濁）（10月）
計		3 箇所			11,000,000	5,000,000	6,000,000		
事務費を区分計上する場合の記載例	(注) 工事番号については、「目論見書」に記載された各箇所の工事番号を記載する。	(注) 工種については、河川・海岸・砂防・道路・橋梁・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・港湾・海岸保全・水路・林道・漁港施設等の別を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省所管の場合「地区・路線・漁港名」とする。 ・港湾施設災害復旧事業費補助の場合「港湾名」とする。 			複数の工事に係る事務費を一括計上する場合は、繰越額の一番大きい工事の事由を記載する。			
災害復旧事業費について：従来より災害復旧事業として事項立てしている事業（※）のほか、簡素化・合理化が可能な災害復旧等事業費（例：都市災害復旧事業費補助など）については、当該様式で対応して差し支えない。 (※) 従来の災害復旧事業費は、平成10年12月16日付事務連絡第16号「平成10年度災害復旧事業等の翌債、繰越手続の簡素化について」に基づいており、対象予算科目は次のとおり限定されていた。 [国土交通省所管] 直轄河川等災害復旧費 直轄河川等災害関連緊急事業費 河川等災害復旧事業費補助 河川等災害復旧助成事業費補助 河川等災害関連事業費補助 災害関連緊急砂防等事業費補助 港湾施設災害復旧事業費補助 [農林水産省所管] 農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設等災害復旧事業費補助 農業用施設等災害関連事業費補助 鉱毒対策事業費補助 治山施設災害復旧事業費補助 林道施設災害復旧事業費補助 治山施設等災害関連事業費補助 災害関連緊急治山等事業費補助 林地崩壊対策事業費補助 森林災害復旧造林事業費補助 漁港施設災害復旧事業費補助 漁港施設災害関連事業費補助									
2 件	合計	4 箇所			91,000,000	54,000,000	37,000,000		

(注) (目の細分) ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名 : 〇〇部〇〇課〇〇係
 担当者氏名 : 〇〇〇〇
 電話番号 : 000-000-0000

『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法 (R5. 12. 14)』

※繰越事由を記号によって記載する場合は、災害復旧等事業も含めて、全ての省庁及び全ての事業について下記の区分による記号を使用することとし、統一を図る。

また、繰越事由発生時期を明記すること（事業の進捗状況・繰越事由等とその発生時期が適正であるか、検討すること。）。

事由	説 明	記 載 例	類 似 例
計 画 に 関 す る 諸 条 件	ア	工事の施行に伴い発生する〇〇問題（例：公害、騒音、振動、水質汚濁等）について、地元との調整に不測の日数を要したため（補償処理に関するものを除く）	計画に関する諸条件 ア（公害）（〇月～〇月） ※漁協との調整は原則としてここで記載する
	イ	工事の施行に伴い発生した状況変化（土質、埋蔵物、湧水、地盤等）に伴う施行能率の低下により不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 イ（埋蔵物）（〇月下旬） ※埋蔵文化財の調査による遅延は「計画に関する諸条件 カ」とする
	ウ	工事の施行に伴う工事用資材等の運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 ウ（運搬路選択）（〇月） ※運搬路の被災による遅延は「資材の入手難 ウ」とする
	エ	基本計画の策定・変更（工事着工箇所、面積、建物の配置、規模、取用人員等）に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 エ（建物の配置）（〇月上旬） 位置（敷地の選定、し尿・ごみ・火葬場の位置、建物等の配置（日照権、電波障害）、仮収容施設の設置法線の変更、橋梁の位置）、道路・河川法線の変更
	オ	他事業（災害、上下水道、電話、電気、ガス、鉄道、河川等）との調整に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 オ（河川）（〇月上旬～〇月下旬） ※他事業とは、事業主体または所管省庁の異なる事業をいう ※事業主体及び所管省庁が同一の場合は「計画に関する諸条件 キ」とし、当該記載例欄（上から4つ目の例）に倣い、記載すること
	カ	関係機関との協議・許認可等に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 カ（河川法・〇〇県）（〇月～〇月） 〇〇法・〇〇局、〇〇法・〇〇県市町村、道路交通法・〇〇公安委員会（警察署）、文化財保護法・〇〇教育委員会、〇〇法・JR等 ※関係機関とは、当該事業に利害関係がなく、事業実施者が当事者以外に対して協議・許認可を得ることが必要となる第三者機関である。
	キ	その他（記載例欄に倣い、具体的事由を簡潔に記載すること）	計画に関する諸条件 キ（〇〇（例：入札不調、入札不落、低入札価格調査による遅延、契約相手の倒産等）に伴う△△（例：整備計画、システム開発計画、仕様等）の変更）（〇月） キ（外部専門家（外部有識者等）からの

			指摘（要請等）を踏まえた〇〇（例：整備計画、システム開発計画、仕様、工期等）の変更）（〇月） キ（外部専門家（外部有識者等）からの指摘（要請等）を踏まえた△△（例：関係者、地元等）との調整）（〇月） キ（〇〇（例：先行事業、関連事業等）において発生（判明）した△△（外部的要因による事由を簡潔に記載）に伴う□□（例：整備計画、システム開発計画、仕様、工期等）の変更）（〇月）	
設計に関する諸条件	ア	工法を選択に当たり、不測の日数を要したため	設計に関する諸条件 ア（基礎工法）（〇月）	基礎工法、土質、埋蔵物、地すべり発生 ※事前設計段階における複数の工法からの選択が該当する。
	イ	設計の変更を生じたので設計変更、契約変更等の手続に不測の日数を要したため	設計に関する諸条件 イ（湧水処理）（〇月）	湧水処理の追加、岩盤線変更による杭長の変更、基礎地盤改良 ※契約締結後における現場状況から生じたものが該当する。
	ウ	その他（記載例欄に倣い、具体的事由を簡潔に記載すること）	設計に関する諸条件 ウ（〇〇（例：入札不調、入札不落、契約相手の倒産等）に伴う△△（例：基本設計、実施設計、システム設計、仕様等）の変更）（〇月） ウ（〇〇（例：先行事業、関連事業等）において発生（判明）した△△（外部的要因による事由を簡潔に記載）に伴う□□（例：基本設計、実施設計、システム設計、仕様等）の変更）（〇月）	
気象の関係	ア	豪雨のため（〇月）	気象の関係 ア（豪雨）（〇月）	※異常気象を理由とするときは、例年と比較して気象の異常が認められる場合に限る。
	イ	豪雪のため（〇月）	気象の関係 イ（豪雪）（〇月）	
	ウ	風浪のため（〇月）	気象の関係 ウ（風浪）（〇月）	

	エ	その他（具体的事由を簡潔に記載すること）	気象の関係 エ（具体的事由を簡潔に記載する）（○月）	落雷、竜巻
用地の関係	ア	用地買収の交渉に伴い発生する〇〇問題（例：価格、相続、境界、代替地等）により、用地の取得が遅延したため	用地の関係 ア（価格）（○月）	位置、面積、境界（含む地図混乱、地図訂正）、収用、所有権、代替地（上物なし）要求、相続、時期、本人の病気
	イ	工事用用地（工事施行に必要な敷地）の借上げ交渉が難航したことにより、工事の施行が遅延したため	用地の関係 イ（価格）（○月上旬～○月下旬）	位置、価格、境界（含む地図混乱、地図訂正）、代替地（上物なし）要求、相続、時期、本人の病気、原状回復方法 ※対象は、資材置場、重機置場、掘削土砂仮置場、仮設道路等の工事中の仮設用地 ※借上げは有償、無償を問わない
	ウ	その他（具体的事由を簡潔に記載すること）	用地の関係 ウ（具体的事由を簡潔に記載する）（○月）	仮換地の指定遅延 ※買収によらない事業用地の取得についてはここで記載する。
補償処理の困難	ア	工事施行上障害となる〇〇（例：家屋又は工作物の撤去・移転、立木伐採、漁業権等）に係る補償交渉に不測の日数を要したため	補償処理の困難 ア（家屋の移転）（○月～○月）	価格、位置、面積、相続、時期、収用、所有権、残地、本人の病気 ※対象は、物件（建物、工作物、樹木、墓地）及び権利（所有権、漁業権、耕作権、用排水権、営業権）である。 移転先（上物あり）要求（詮索、買収、造成、移転工法）
	イ	工事の施行に伴い発生する〇〇問題（例：公害、騒音、振動、水質汚濁等）について、地元との調整に不測の日数を要したため	補償処理の困難 イ（公害）（○月～○月）	汚水、排水、粉塵、煤煙、悪臭、日照権、電波障害
	ウ	その他（具体的事由を簡潔に記載すること）	補償処理の困難 ウ（具体的事由を簡潔に記載する）（○月）	
資材の入手難	ア	価格高騰又は工事箇所が地域的に集中したことにより、〇〇資材（例：セメント、ブロック、鋼材等）の不足を来たしたため	資材の入手難 ア（セメント）（○月）	
	イ	工事箇所が地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したため	資材の入手難 イ（労務者）（○月下旬）	
	ウ	運搬路（工事用仮設道路を含む）の災害などにより現場への資材の運搬が不能となったため	資材の入手難 ウ（災害）（○月下旬）	
	エ	特注品の納期が遅延したため	資材の入手難 エ（納期遅延）（○月上旬）	※特注品以外の製品・装置等の納期遅延は「資材の入手難 オ」とし、当該記載例欄を参照すること

	オ	その他（記載例欄に倣い、具体的事由を簡潔に記載すること）	資材の入手難 オ（〇〇（例：世界情勢の急変、サプライチェーンの混乱等）による△△（例：電子部品、半導体等）の不足に伴う□□（具体の製品・装置等の名称を記載）の納期遅延）（〇月）	
又は研究方式の決定の困難 試験研究に際しての事前調査	ア	事前調査に予想外の日数を要したため	試験・研究 ア（〇月～〇月）	当初予定していなかった情報収集の必要、再調査の必要、新たな知見の出現
	イ	研究方式の決定に予想外の日数を要したため	試験・研究 イ（〇月）	審査方法・方針の決定、研究者の調整、研究材料の決定、当初予期しなかった知見の出現
	ウ	その他（具体的事由を簡潔に記載すること）	試験・研究 ウ（具体的事由を簡潔に記載する）（〇月）	
丙号繰越明許費要求書に掲げられた事由のうち上記以外のもの			相手国との交渉の関係 （具体的事由を簡潔に記載する）（〇月）	「相手国との交渉の関係」、「相手国の事情」、「請求の遅延」、「調査方法の決定の困難」、「〇〇の調査確認の困難」等
その他のやむを得ない事由			その他 （具体的事由を簡潔に記載する）（〇月）	※別途指示したものに限る（事前相談されたい）

※ 繰越事由の適用にあたっては、「説明」欄の記載内容に具体的事案を照らし合わせ判断すること。